

生駒市規則第 30 号

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 12 月 28 日

生駒市長 小 紫 雅 史

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則（昭和 62 年 4 月生駒市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 4 項第 1 号イ中「390, 000 円」を「408, 000 円」に改める。

様式第 2 号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則の規定により提出されている様式は、改正後の児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に要する費用の徴収に関する規則の規定により提出された様式とみなす。